

▶固定資産税減額の4つの事例

事業者の皆さん
ご協力
お願いします

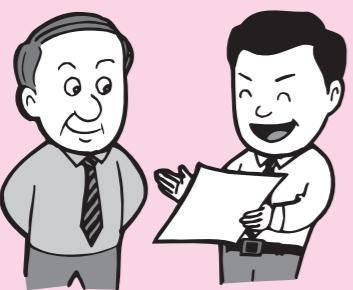
事業用資産（償却資産）の
実地調査を行っています

市内で工場や商店などを経営し、その事業のために機械・装置、器具・備品などの事業用資産（償却資産）を所有している人は、毎年1月1日現在の資産の状況を市に申告しなければなりません。

市では、市内事業所に対し、これらの事業用資産の状況を確認させていただくため、調査を随時行っています。

つきましては、税務課職員が事業所を訪問し、帳簿書類（固定資産台帳、決算書類および法人税（所得税）の申告書など）を確認させていただきます。

場合がありますので、その際はご協力を願います。
問合 税務課 固定資産税係（市役所1階9番窓口）



- ▽都市計画税は減額措置の対象になります。
- ▽改修工事費用が1戸当たり30万円以上であること
- ▽居住部分の床面積がその住宅全体の床面積の2分の1以上満たすこと
- ▽建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるような改修工事であること
- ▽改修工事費用が1戸当たり120㎡相当分までの2分の1の額を翌年度から一定期間減額します。

- ▽新築住宅に係る固定資産税の申告書を税務課固定資産税係へ
- ▽建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるような改修工事であること
- ▽改修工事費用が1戸当たり30万円以上であること
- ▽居住部分の床面積がその住宅全体の床面積の2分の1以上満たすこと
- ▽建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるような改修工事であること
- ▽改修工事費用が1戸当たり120㎡相当分までの2分の1の額を翌年度から一定期間減額します。

までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるような改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税額のうち、一戸当たり120㎡相当分までの3分の1の額を翌年度に限り減額します。

必要要件 次の①～③の要件を満たすこと

- ①建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるような改修工事であること
- ②改修工事費用が1戸当たり30万円以上であること
- ③居住部分の床面積がその住宅全体の床面積の2分の1以上満たすこと

である」と
減額期間 ▷平成21年12月31日までに改修した場合：3年度分
▽平成22年1月1日から平成24年12月31日までに改修した場合：2年度分 ▷平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修した場合…1年度分

申請方法 次の書類を添付して、改修工事終了後3か月以内に申告書を税務課固定資産税係へ提出

①市、登録建築事務所に所属する建築士、または指定確認検査機関、もしくは登録住宅性能評価機関が発行した耐震基準準拠証明書（耐震等級1～等級3）、または等級3であるものに限る。なお、市から泉大津市木造住宅耐震改修補助金を受けた場合、建築住宅課で証明書を発行

▽建築住宅課で証明書を発行して、改修工事終了後3か月以内に申告書を税務課固定資産税係へ提出

②改修工事費用が1戸当たり30万円以上であること

▽改修工事費用が1戸当たり120㎡相当分までの2分の1の額を認証できる書類

▽建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるような改修工事であること

▽改修工事費用が1戸当たり30万円以上であること

▽改修工事費用が1戸当たり120㎡相当分までの2分の1の額を認証できる書類

固定資産税が減額される 4つの事例

ただし、減額には申請が必要です。詳しくは税務課固定資産税係まで。



1 住宅のバリアフリー改修工事

2 省エネ改修工事

3 住宅耐震改修

4

登録建築士事務所に所属する建築士、または指定確認検査機関、もしくは登録住宅性能評価機関が発行した現行の省エネ基準に適合している証明書

申請方法 次の書類を添付して改修工事終了後3か月以内に申告書を税務課固定資産税係へ提出

▽改修工事の内容、および改修工事に要した費用の額を確認できる書類

▽改修工事に伴う固定資産税の減額措置と重複して同時に適用を受けたこと

▽改修工事を行った箇所の工事前後の写真

▽改修工事の内容、および改修工事に要した費用の額を確認できる書類

市・府民税納税通知書を送付します。

市では、平成22年度の市・府民税納税通知書を6月上旬に送付します。そこで、今月号では、市・府民税に関する今年度の主な改正点や、制度開始2年目となる「公的年金から市・府民税の特別徴収（引き落とし）制度」についてお知らせします。

01 平成22年度 市・府民税制度の主な改正点

①新たな「住宅ローン控除」が創設されました
「平成21年から25年末までに入居」し、所得税の住宅借入金等特別税額控除（以下「住宅ローン控除」という）を受ける人

市・府民税における住宅ローン控除額の算出方法はコチラ

下の①・②のいずれか少ない金額の5分の3が市民税の、また、5分の2が府民税の控除額となります。
①所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち、所得税において引き切れなかった額
②所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額の5%（※上限9万7,500円）

で、所得税から引き切れない額が発生した場合は、その引ききりがない金額を市・府民税（所得割）から控除する制度が新たに創設されました。なお、この控除額は、給与支払報告書や確定申告書から自動適用いたしますので、市への申告は不要です。

また、従前から市・府民税の住宅ローン控除の適用を受けていた「平成11年から18年末までに入居した人」については、市・府民税の住宅ローン控除を受けるにあたり、平成21年度までは市への申告が必要でした

が、新たな制度創設に伴って自動適用できるようになりますので、平成22年度からは本市への申告が、原則不要になります。

なお「平成19年または20年に

公的年金の受給者で「年金所得に対する市・府民税額」が発生する人のうち、65歳以上の人に

ついては公的年金から引き落とす「特別徴収」が適用されるこ

とになりました。一方、特別徴収の対象とならない「65歳未満の公的年金の所得を有する給与所得者」については、給与から特別徴収（給与天引き）するこ

とができなくなりました。した

がつて、65歳未満の人の年金所得に対する市・府民税は、納付書や口座振替などによる方法（普通徴収）で、市役所や金融機関などの窓口で納付していた

しかし、平成22年度税制改正では、この納付方法についての

変更を15年に選択できる特例措置が設けられています。

入居した人については市・府民税の住宅ローン控除の適用対象とはなりません。これは、住宅ローン減税の効果を確保することができるよう、所得税の住宅ローン控除率を引き下げた一方で、通常10年の控除期間を15年に選択できる特例措置が設けられています。

対象者 平成22年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、年金引き落とされます。これを「公的年金からの市・府民税の特別徴収」といます。

なお、特別徴収するには「公的年金に対する市・府民税額」が年間18万円未満の人や、介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人などは、特別徴収の対象となりません。

特別徴収の対象となる人については、納税通知書の表紙に、「公的年金からの特別徴収税額」、「特別徴収を行ふ公的年金の種類及び支払者の名称」などを記載しておりますので、ご確

認ください。

平成21年度から、公的年金を受給している人の市・府民税に

ついては、その年金所得に対する市・府民税を公的年金の支給の際に引き落とす「公的年金からの市・府民税の特別徴収制度」が始まりました。

今年度は制度開始2年目となり、①平成21年度から特別徴収が始まっている人と、②平成22年度に初めて特別徴収が始ま

る人では、次のとおり納付方法が異なります。

① 平成21年度から「公的年金からの市・府民税の特別徴収」が開始されている人

昨年度（平成21年度）からすでに公的年金からの特別徴収が始まっている人については、今年の2月の特別徴収税額と同額を、4・6・8月支給の公的年金から、引き続き特別徴収しま

02 公的年金からの市・府民税の特別徴収（引き落とし）制度

見直しが行なわれ、「65歳未満で公的年金の所得を有する給与所得者」については、給与所得と同様に、年金所得に対する税額も給与所得に対する税額に加算して特別徴収することができます。

このことにより、平成22年度

以後は、原則として65歳未満の

人の年金所得に対する市・府民

税については、給与所得に対する

税額も給与所得に対する税額に加算して特別徴収することができます。

す。

す。これを「仮特別徴収」とい、また、この税額を「仮特別徴収税額」といいます。

今年度（平成22年度）10月以降の特別徴収税額は、今年度の年金所得に対する税額から、4・6・8月に特別徴収する「仮特別徴収税額」を差し引いた残りの税額となります。

「仮特別徴収税額」および「平成22年度の特別徴収税額」については、納税通知書の表紙および課税明細書に記載していますので、ご確認ください。

なお、税額変更により昨年度の特別徴収が停止になった人については、昨年度と同じく、第1期分および第2期分は「普通徴収」、そして10月以降については「公的年金からの特別徴収」となりますので、ご承ぐださい。また、平成22年1月2日以降に他市町村へ転出した人については、今年度は公的年金からの特別徴収はされません。

②平成22年度から初めて「公的年金からの市・府民税の特別徴収」が開始される人

平成22年4月1日現在65歳以上の人たち、年金所得に対する市・府民税額が発生する人については、今年の10月以降に支

給される公的年金から、「公的年金に対する市・府民税額」が引き落とされます。これを「公的年金からの市・府民税の特別徴収」といます。

なお、特別徴収するには「公

的年金に対する市・府民税額」が年間18万円未満の人や、介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人などは、特別徴収の対象となりません。

特別徴収の対象となる人については、納税通知書の表紙に、「公的年金からの特別徴収税額」、「特別徴収を行ふ公的年金の種類及び支払者の名称」などを記載しておりますので、ご確

認ください。

対象者 平成22年4月1日現在65歳以上の年金受給者で、年金引き落とされます。これを「公的年金からの市・府民税の特別徴収」とします。

なお、特別徴収するには「公的年金に対する市・府民税額」が年間18万円未満の人や、介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人などは、特別徴収の対象となりません。

特別徴収の対象となる人については、納税通知書の表紙に、「公的年金からの特別徴収税額」、「特別徴収を行ふ公的年金の種類及び支払者の名称」などを記載しておりますので、ご確

認ください。

平成21年度から、公的年金を受給している人の市・府民税に

ついては、その年金所得に対する市・府民税を公的年金の支給の際に引き落とす「公的年金からの市・府民税の特別徴収制度」が始まりました。

今年度は制度開始2年目となり、①平成21年度から特別徴収が始まっている人と、②平成22年度に初めて特別徴収が始ま

る人では、次のとおり納付方法が異なります。

① 平成21年度から「公的年金からの市・府民税の特別徴収」が開始されている人

昨年度（平成21年度）からすでに公的年金からの特別徴収が始まっている人については、今年の2月の特別徴収税額と同額を、4・6・8月支給の公的年金から、引き続き特別徴収しま

す。

このことにより、平成22年度

以後は、原則として65歳未満の

人の年金所得に対する市・府民

税については、給与所得に対する

税額も給与所得に対する税額に加算して特別徴収することができます。

す。

このことにより、平成22年度

以後は、原則として65歳未満の

